

一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会
特別支援教育士資格認定規程（2023年2月5日改定）

改定	現行
改定：2023年2月5日	前回改定：2019年11月17日
附 則	附 則
<p>5. 本規程第15条3にいうP取得の方法は、次の通りとする。</p> <p>A：2008～2011年度の受講登録者（受講登録番号：20-、21-、22-、23-で始まる者）においては、「S.E.N.S養成カリキュラム（2007年度版）」によりS.E.N.Sの資格申請に必要な36Pを取得していること。</p> <p>なお、各種研修会に参加した場合には、附則7に準じて、36P中の10P以内の振替が認められる。</p> <p>B：2012～2022年度の受講登録者（受講登録番号：24-～34-で始まる者）においては、「S.E.N.S養成カリキュラム（2012年度版）<u>（2018年度版）</u>」によりS.E.N.Sの資格申請に必要な36Pを取得していること。</p> <p>・各種研修会に参加した場合には、<u>附則6</u>に準じて、36P中の10P以内の振替が認められる。</p> <p>・<u>本協会が指定する大学院による授業で単位を取得した場合には、附則6に準じて、36P中30P以内の振替が認められる。</u></p> <p>C：2023年度以降の受講登録者（受講登録番号：35-以降で始まる者）においては、「S.E.N.S養成カリキュラム（2023年度版）」<u>（附則7）</u>によりS.E.N.Sの資格申請に必要な36Pを取得していること。</p> <p>・<u>各種研修会に参加した場合には、附則6に準じて、36P中の10P以下の振替が認められる。</u></p> <p>・<u>本協会が指定する大学院による授業で単位を取得した場合には、附則6に準じて、36P中30P以内の振替が認められる。</u></p>	<p>5. 本規程第15条3にいうP取得の方法は、次の通りとする。</p> <p>A：2008～2011年度の受講登録者（受講登録番号：20-、21-、22-、23-で始まる者）においては、「S.E.N.S養成カリキュラム（2007年度版）」<u>（附則6）</u>によりS.E.N.Sの資格申請に必要な36Pを取得していること。</p> <p>なお、各種研修会に参加した場合には、附則7に準じて、36P中の10P以下の振替が認められる。</p> <p>B：2012年度以降の受講登録者（受講登録番号：24-以降で始まる者）においては、「S.E.N.S養成カリキュラム（2012年度版）」<u>（附則8）</u>によりS.E.N.Sの資格申請に必要な36Pを取得していること。</p> <p>なお、各種研修会に参加した場合には、附則7に準じて、36P中の10P以下の振替が認められる。</p>

削除

6. 本規程附則5Aにいう「S.E.N.S養成カリキュラム（2007年度版）」は、次の通りとする。

S.E.N.S養成カリキュラム（2007年度版）

6. 本規程附則5A、5B、5Cにいう「各種研修会等の参加によるポイント振替」については次の通りとする。

(1)教育委員会等公的機関が実施する研修会で、本協会が認定したものについては、ポイントの振替を認める。振替の認定については、以下の基準を充たしていること。

①研修会の内容・時間数・講師が、S.E.N.S養成セミナーの科目内容に準拠していること。

②研修会実施前に本協会に対して「ポイント振替対象研修会」の認定申請を行い、承認を受けていること。

(2)本協会が認定する下記の検査講習会については、ポイントの振替を認める。

①WISC-IV知能検査に関する講習会

「WISC-IV知能検査技術講習会」（日本文化科学社主催）

→心理検査法I:ウェクスラー式知能検査 2P

②KABC-II・DN-CASに関する講習会

「日本版KABC-IIベーシック講習会」（日本K-ABCアセスメント学会主催）及び

「DN-CAS認知評価システム技術講習会」（日本文化科学社主催）

→心理検査法II:発達障害に関連する心理検査 2P

(3)本協会が指定する大学院の実施する授業で事前に本協会が認定したものについては、ポイントの振替を認める。振替の認定要件については、別途定める。

(4)指導実習についてはポイントの振替を認めない。

*ポイントの振替を希望する場合には、資格申請の際にそれを証明する書類（研修会修了証等）の提出を要する。附則6(1)のポイント

7. 本規程附則5A、5Bにいう「各種研修会参加によるポイント振替」については次の通りとする。

(1)教育委員会等公的機関が実施する研修会で、本協会が認定したものについては、ポイントの振替を認める。振替の認定については、以下の基準を充たしていること。

①研修会の内容・時間数・講師が、S.E.N.S養成セミナーの科目内容に準拠していること。

②研修会実施前に本協会に対して「ポイント振替対象研修会」の認定申請を行い、承認を受けていること。

(2)本協会が認定する下記の検査講習会については、ポイントの振替を認める。

①WISC-IV知能検査に関する講習会

「WISC-IV知能検査技術講習会」（日本文化科学社主催）

→心理検査法I：WISC-IV 2P

②KABC-II・DN-CASに関する講習会

「初級講習会」（日本K-ABCアセスメント学会主催）及び

「DN-CAS技術講習会」（日本文化科学社主催）

→心理検査法II：KABC-II・DN-CAS 2P

(3)指導実習についてはポイントの振替を認めない。

*ポイントの振替を希望する場合には、資格申請の際にそれを証明する書類（研修会修了証等）の提出を要する。なお、附則7(1)のポイント振替に関しては、受講登録年度の4月以降に参加したものに限り、

<p>振替に関しては、受講登録年度の4月以降に参加したものに限る。<u>附則6(3) ポイント振替に関しては、大学院生にあつては大学院在学中、履修証明プログラム受講生等にあつては授業履修年度中に（一社）日本LD学会に入会し、特別支援教育士養成セミナーの受講登録をしていなければならない。</u></p>	
<p style="text-align: center;">削除</p>	<p>8. 本規程附則 5B にいう「S.E.N.S 養成カリキュラム（2012 年度版）」は次の通りとする。</p>
<p style="text-align: center;">削除</p>	<p>9. 本規程附則 5A にいう「S.E.N.S養成カリキュラム（2007年度版）受講者のための新旧科目読み替え」については、次の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">S.E.N.S 養成カリキュラム（2007 年度版）受講者のための 新旧科目読み替え表</p> <p>◇読み替えの対象者 この読み替え表は、「S.E.N.S養成カリキュラム（2007年度版）」（附則6）受講者のためのものである。つまり、2007～2011年度の受講登録者（受講登録番号：19-、20-、21-、22-、23-で始まる者）に適用される。2012年4月1日以降の受講登録者（受講登録番号：24-以降で始まる者）には、この読み替え表は適用されない。</p> <p>◇読み替え表のみかた</p> <p>(1)S.E.N.S 養成カリキュラム（2007 年度版）履修者（受講登録番号：19-、20-、21-、22-、23-で始まる者）が、右欄の S.E.N.S 養成カリキュラム（2012 年度版）科目を履修した場合、左欄の S.E.N.S 養成カリキュラム（2007 年度版）科目に読み替えることができる。</p> <p>(2)S.E.N.S 養成カリキュラム（2012 年度版）履修者（2012 年 4 月 1 日以降の受講登録者）が、S.E.N.S 養成カリキュラム（2007 年</p>

	<p>度版) (左欄) を、S.E.N.S 養成カリキュラム (2012 年度版) (右欄) に読み替えることは出来ない。</p> <p>S.E.N.S 養成カリキュラム (新旧カリキュラム対照表) (対象表についても削除)</p>
<p><u>7. 本規程附則 5C にいう「S.E.N.S 養成カリキュラム (2023 年度版)」は次の通りとする。</u></p> <p>以下、別紙参照</p>	<p>新設</p>
<p><u>8. 本規程附則 5B にいう「S.E.N.S 養成カリキュラム (2012 年度版) (2018 年度版) 受講者のための新旧科目読み替え」については、次の通りとする。</u></p> <p>以下、別紙参照</p>	<p>新設</p>
<p><u>9. 本規程は、2011年11月6日に一部改定する。</u></p> <p><u>10. 本規程は、2015年4月1日に一部改定する。</u></p> <p><u>11. 本規程は、2016年4月1日に一部改定する。</u></p> <p><u>12. 本規程は、2017年4月1日に一部改定する。</u></p> <p><u>13. 本規程は、2019年11月17日に一部改定する。</u></p> <p><u>14. 本規程は、2023年2月5日に一部改定する。</u></p>	<p>10. 本規程は、2011年11月6日に一部改定する。</p> <p>11. 本規程は、2015年4月1日に一部改定する。</p> <p>12. 本規程は、2016年4月1日に一部改定する。</p> <p>13. 本規程は、2017年4月1日に一部改定する。</p> <p>14. 本規程は、2019年11月17日に一部改定する。</p>

8. 本規程附則5Cにいう「S.E.N.S養成カリキュラム（2023年度版）」は次の通りとする。

S.E.N.S 養成カリキュラム（2023年度版）

領域	科目名	P数	計	備考
概論	S.E.N.S の役割と倫理	1P	4P	
	特別支援教育概論Ⅰ：発達障害の理解	1P		
	特別支援教育概論Ⅱ:特別支援教育のシステム	1P		
	発達障害と医療	1P		
アセスメント	総論:アセスメント	1P	8P	
	心理検査法Ⅰ:ウェクスラー式知能検査	2P		
	心理検査法Ⅱ:発達障害に関連する心理検査	2P		
	学力のアセスメント	1P		
	アセスメントの総合的解釈	2P		
指導	「個に応じた支援」と「合理的配慮」 UD と ICT の視点	1P	14P	
	「聞く・話す」の指導	2P		
	「読む・書く」の指導	2P		
	「計算する・推論する」の指導	1P		
	ソーシャルスキルの指導	2P		
	行動面の指導	2P		
	感覚と運動の指導	1P		
	社会的自立・就労の指導	1P		
	個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成と活用	2P		
特別支援教育士 (S.E.N.S) の役割	学校・園における支援体制Ⅰ:通常の学級における支援	1P	4P	
	学校・園における支援体制Ⅱ:通級による指導	1P		
	学校・園における支援体制Ⅲ:コーディネーターの役割とリソースの活用	1P		
	保護者とのかかわりと連携	1P		
指導実習	指導実習	6P	6P	実習以外のポイント (30P) をすべて取得してから受講する。
計 36P				

9. 本規程附則 5B にいう「S.E.N.S 養成カリキュラム (2012 年度版) (2018 年度版) 受講者のための新旧科目読み替え」については、次の通りとする。

S.E.N.S 養成カリキュラム (2012 年度版) (2018 年度版) 受講者のための 新旧科目読み替え表

◇読み替えの対象者

この読み替え表は、「S.E.N.S 養成カリキュラム (2012 年度版) (2018 年度版)」受講者のためのものである。つまり、2012～2022 年度の受講登録者 (受講登録番号：24～34 で始まる者) に適用される。2023 年 4 月 1 日以降の受講登録者 (受講登録番号：35 以降で始まる者) には、この読み替え表は適用されない。

◇読み替え表のみかた

(1) S.E.N.S 養成カリキュラム (2012 年度版) (2018 年度版) 履修者 (受講登録番号：24～34 で始まる者) が、左欄の S.E.N.S 養成カリキュラム (2023 年度版) 科目を履修した場合、左欄の S.E.N.S 養成カリキュラム (2012 年度版) (2018 年度版) 科目に読み替えることができる。

(2) S.E.N.S 養成カリキュラム (2023 年度版) 履修者 (2023 年 4 月 1 日以降の受講登録者) が、S.E.N.S 養成カリキュラム (2012 年度版) (2018 年度版) (右欄) を、S.E.N.S 養成カリキュラム (2023 年度版) (左欄) に読み替えることは出来ない。

S.E.N.S 養成カリキュラム (新旧カリキュラム対照表)

S.E.N.S 養成カリキュラム (2023 年度版)				S.E.N.S 養成カリキュラム (2012 年度版) (2018 年度版)	
領域	科目名	P 数	計	科目名	P 数
概論	S.E.N.S の役割と倫理	1P	4P	S.E.N.S の役割と倫理	1P
	特別支援教育概論 I : 発達障害の理解	1P		特別支援教育概論 I : 発達障害の理解	1P
	特別支援教育概論 II : 特別支援教育のシステム	1P		特別支援教育概論 II : 特別支援教育のシステム	1P
	発達障害と医療	1P		発達障害と医療 ※「発達障害と医療 (2P)」を取得済の者は、P 数の変更 (2P→1P) に伴い、1P を【D-2】に付与する。	2P
アセスメント	総論:アセスメント	1P	8P	総論:アセスメント	1P
	心理検査法 I:ウェクスラー式知能検査	2P		心理検査法 I : WISC-IV	2P
	心理検査法 II:発達障害に関連する心理検査	2P		心理検査法 II : KABC-II・DN-CAS	2P
	学力のアセスメント	1P		学力のアセスメント	1P

	アセスメントの総合的解釈	2P		アセスメントの総合的解釈	2P
指導	「個に応じた支援」と「合理的配慮」 UDとICTの視点	1P	14P	総論：個に応じた支援	1P
	「聞く・話す」の指導	2P		「聞く・話す」の指導	2P
	「読む・書く」の指導	2P		「読む・書く」の指導	2P
	「計算する・推論する」の指導	1P		「計算する・推論する」の指導	1P
	ソーシャルスキルの指導	2P		ソーシャルスキルの指導	2P
	行動面の指導	2P		行動面の指導	2P
	感覚と運動の指導	1P		感覚と運動の指導	1P
	社会的自立・就労の指導	1P		社会的自立・就労の指導	1P
	個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成と活用	2P		個別の指導計画の作成と活用	2P
特別支援教育士 (S.E.N.S) の役割	学校・園における支援体制Ⅰ:通常の学級における支援	1P	4P	学校・園における支援体制Ⅰ：通常の学級における支援	1P
	学校・園における支援体制Ⅱ:通級による指導	1P		「発達障害と医療（2P）」を取得済の者は、P数の変更（2P→1P）に伴い、1Pを【学校・園における支援体制Ⅱ:通級による指導】に付与する。	
	学校・園における支援体制Ⅲ:コーディネーターの役割とリソースの活用	1P		学校・園における支援体制Ⅱ：コーディネーターの役割とリソースの活用	1P
	保護者とのかかわりと連携	1P		保護者とのかかわりと連携	1P
指導実習	指導実習	6P	6P	指導実習	6P